議案第13号

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例 の制定について

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を制定する。

よって、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月21日提出

向日市長 安田 守

条例第 号

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(向日市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の 一部改正)

第1条 向日市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和37年条例第6号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改		正						現	7	行				
別表							別表							
特別職の職員の報酬額表					特別職の	職員の	報	酬客	頁表	ŧ				
職名	報酬額				職名		報酬額							
略					略									
情報公開・個人	日	9,	0	0	0円		情報公開審查	会	1 5),	0	0	0	円
情報保護審査会	額								Ę					
の会長							の会長							
同	日	9,	О	0	0円		同	E	9),	0	0	0	円
委員	額						委員	客	Ę					
							個人情報保護	審	[]),	0	0	0	円
							査会の会長	客	1					
							同	<u>E</u>	<u> </u>),	0	0	O	円
							委員	客	1					
略					略									
備考略							備考	略						

(向日市福祉会館設置条例の一部改正)

第2条 向日市福祉会館設置条例(平成6年条例第12号)の一部を次のよう に改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正	現 行
(協定の締結)	(協定の締結)
第8条 略	第8条 略
2 前項の協定には、次に掲げる事 項を定めるものとする。	2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

 $(1) \sim (3)$ 略

 $(5) \sim (7)$

- (4) 福祉会館の利用者等に係る 個人情報(個人情報の保護に 関する法律(平成15年法律 第57号)第2条第1項に規 定する個人情報をいう。以下 同じ。)の保護に関する事項
- $(1) \sim (3)$ 略
- (4) 福祉会館の利用者等に係る 個人情報(<u>向日市個人情報保</u> 護条例(平成16年条例第1 号)第2条第1号 に規 定する個人情報をいう。以下 同じ。)の保護に関する事項

(5) \sim (7) 略

(向日市健康増進センター条例の一部改正)

第3条 向日市健康増進センター条例(平成15年条例第1号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正	現行				
(協定の締結)	(協定の締結)				
第8条 略	第8条 略				
2 前項の協定には、次に掲げる事	2 前項の協定には、次に掲げる事				
項を定めるものとする。	項を定めるものとする。				
(1)~(4) 略	(1)~(4) 略				
(5) センターの利用者等に係る	(5) センターの利用者等に係る				
個人情報(<u>個人情報の保護に</u>	個人情報(<u>向日市個人情報保</u>				
関する法律(平成15年法律	護条例(平成16年条例第1				
<u>第57号)第2条第1項</u> に規	<u>号)第2条第1号</u> に規				
定する個人情報をいう。以下	定する個人情報をいう。以下				
同じ。)の保護に関する事項	同じ。)の保護に関する事項				
(6)~(8) 略	(6)~(8) 略				

(向日市民体育館条例の一部改正)

第4条 向日市民体育館条例(昭和61年条例第23号)の一部を次のように 改正する。

(下線部分は改正部分)

改正	現 行
(協定の締結)	(協定の締結)
第7条 略	第7条 略
2 前項の協定には、次に掲げる事	2 前項の協定には、次に掲げる事
項を定めるものとする。	項を定めるものとする。
(1)~(4) 略	(1)~(4) 略

- (5) 体育館の利用者等に係る個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の保護に関する事項
- $(6) \sim (8)$ 略

- (5) 体育館の利用者等に係る個人情報(<u>向日市個人情報保護</u>条例(平成16年条例第1号)第2条第1号 に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の保護に関する事項
- (6) \sim (8) 略

(向日市民温水プール条例の一部改正)

第5条 向日市民温水プール条例(平成6年条例第15号)の一部を次のよう に改正する。

(下線部分は改正部分)

改正	現 行
(協定の締結)	(協定の締結)
第7条 略	第7条 略
2 前項の協定には、次に掲げる事	2 前項の協定には、次に掲げる事
項を定めるものとする。	項を定めるものとする。
(1)~(4) 略	(1)~(4) 略
(5) プールの利用者等に係る個	(5) プールの利用者等に係る個
人情報(<u>個人情報の保護に関</u>	人情報(<u>向日市個人情報保護</u>
<u>する法律(平成15年法律第</u>	条例(平成16年条例第1
<u>57号)第2条第1項</u> に規定	<u>号)第2条第1号</u> に規定
する個人情報をいう。以下同	する個人情報をいう。以下同
じ。)の保護に関する事項	じ。)の保護に関する事項
$(6) \sim (8)$ 略	(6)~(8) 略

(向日市観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正) 第6条 向日市観光交流センターの設置及び管理に関する条例(令和2年条 例第2号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正	現 行			
(協定の締結)	(協定の締結)			
第10条 略	第10条 略			
2 前項の協定には、次に掲げる事 項を定めるものとする。	2 前項の協定には、次に掲げる事 項を定めるものとする。			
(1)~(4) 略 (5) センターの利用者等に係る	(1)~(4) 略 (5) センターの利用者等に係る			

個人情報(個人情報の保護に関 する法律(平成15年法律第5 7号)第2条第1項に規定する 個人情報をいう。以下同じ。) の保護に関する事項

(6) \sim (8) 略

個人情報(<u>向日市個人情報保護</u>条例(平成16年条例第1号) 第2条第1号 に規定する 個人情報をいう。以下同じ。) の保護に関する事項

(6) \sim (8) 略

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。